

小山市介護認定関係資料の提供に関する事務取扱要領（抜粋）

（提供を受けることができる事業者）

第3条 認定資料の提供を受けることができる事業者は、次の各号に掲げる要件のいずれをも満たすものとする。

- （1）本人との契約により、居宅サービス計画等を作成する事業者
- （2）前号の事業者等の職員

（事業者の責務）

第4条 認定資料の提供を受けた事業者は、プライバシーの保護に十分に配慮し、認定資料の内容が本人又はサービス担当者等に提供されることにより、本人又は本人の家族等の生命、健康等の保持等に支障が生じないように取り扱う責務を有する。

（提供の申請）

第5条 認定資料の提供を受ける際には、介護保険認定関係資料提供申請書（別記様式）により申請するものとする。

（提供等）

第6条

- 2 認定資料の提供は、当該資料に係る本人の要介護認定等について、市において認定が行われた後に行うものとする。
- 3 認定資料の提供は、原則として小山市の被保険者についてのみ行うことができる。ただし、本人が市外に転出した場合で転出先の事業者等から申請があった場合は、第3条に該当する事業者であることを確認のうえ、認定資料を提供することができる。
- 4 要支援又は要介護区分変更申請が却下となった場合でも、認定資料の提供は行うものとする。

（遵守事項）

第9条 認定資料の提供を受けた事業者は、次の事項を遵守しなければならない。

- （ア）提供を受けた認定資料を本人の居宅サービス計画等の作成以外の目的に使用しないこと。
- （イ）提供を受けた認定資料を本人の生命、健康等の保持に支障が無いよう取り扱うこと。
- （ウ）提供を受けた認定資料の内容を第三者に知らせ、又は当該資料を提供しないこと。
- （エ）提供を受けた資料を厳重に管理し、紛失又は破損した場合は、直ちに市に連絡し、その指示に従うこと。
- （オ）本人との間に介護保険法によるサービス提供に係る契約関係が終了したとき、その他提供を受けた認定資料を所有する必要が無くなった場合は、速やかに当該資料を市に返還又は、適正に破棄すること。
- （カ）市から認定資料の返還等を求められたときには、いつでもこれに応じること。

（遵守事項違反に対する措置）

第10条 本要領に基づき認定資料の提供を受けた事業者が前条各号に規定する事項を遵守しなかった場合は、当該事業者について以降の認定資料の提供を拒否及び違反事項を事業所所在地の都道府県知事に通知することができる。